

事 務 連 絡
令和7年9月18日

各 位

鳥取県デジタル局デジタル改革課
岡山県総務部デジタル推進課

第3期自治体情報セキュリティクラウドに関する情報提供依頼について

鳥取・岡山両県の情報化施策の推進につきましては、平素より格別な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、鳥取県と岡山県（以下「両県」という。）では、情報システムに係るコスト削減と事務の効率化を目的とし、令和3年度に鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド（以下「第2期セキュリティクラウド」という。）を共同調達し、両県で共同運用を行っております。

第2期セキュリティクラウドの契約期間が令和9年3月に終了することから、このたび、総務省が公表した「自治体情報セキュリティクラウドの標準要件の決定について」(※)の基本的な考えに基づいた、第3期鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド（以下「第3期セキュリティクラウド」という。）の調達に向けた検討を行っているところです。

つきましては、下記のとおり情報提供を依頼しますので、御協力くださるようお願いします。

(※) 総務省ホームページ

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chiho_security/index_00001.html

【各県窓口】

鳥取県デジタル局デジタル改革課（担当：矢田部）

岡山県総務部デジタル推進課（担当：嶋田）

記

1 目的

両県で共同調達・利用している第2期セキュリティクラウドから第3期セキュリティクラウドに移行するに当たって、実現性、妥当性、経済性に優れた機能要件、最適構成、移行方法、保守運用等の調達仕様の検討を行うことを目的とします。

2 情報提供依頼内容

別添2「自治体情報セキュリティクラウド情報提供依頼書」(以下「情報提供依頼書」という。)で提示する内容を踏まえ、次の項目について情報提供を依頼します。

なお、第3期セキュリティクラウドについては、原則、オンプレミス型ではなく、サービス利用型を前提とした調達を想定しています。

(1) 第3期セキュリティクラウドに関する情報

ア 全体構成

イ サービス、機能の概要

ウ 導入時の業務内容(第2期セキュリティクラウドからの移行方法、環境構築・設定事項等)

エ 運用、保守の業務内容

オ 他の製品、サービスと比較して優れている点

カ デジタル庁が示している2030年頃の自治体ネットワークの在り方(いわゆるゼロトラストネットワーク)の要件に資するサービス等を第3期セキュリティクラウドでオプションとして用意することの是非についての見解

(2) 実施スケジュール

(3) 概算見積り

- ・別添3「自治体情報セキュリティクラウド概算見積書」(以下「概算見積書」という。)の様式により費用内訳等を示してください。
- ・費用は全て税抜価格としてください。
- ・サービスを提供するための環境の構築のために必要となるハードウェアやソフトウェアの調達の必要が生じる場合は、移行・導入費用にその費用を計上してください。なお、ハードウェアの保守費用やサービス利用料など、運用開始後に必要となる費用は、運用・保守費用に計上してください。
- ・保守・運用の期間はサービスの利用開始から5年間とします。
- ・両県による共同調達を想定していますが、比較検討を行うため各県単独で調達した際の概算費用についても、あわせて情報提供してください。

(4) 提案者における類似業務の実績

(5) その他特記事項

ア 情報提供依頼書の内容と相異なる事項(対応困難な要件、その理由及び代替案)

イ 第3期セキュリティクラウドにおいて特に考慮すべき事項

3 情報提供の方法等

(1) 提出先・問合せ先

ア 鳥取県デジタル局デジタル改革課 担当 矢田部

電話番号 0857-26-7968 メールアドレス jouhou@pref.tottori.lg.jp

イ 岡山県総務部デジタル推進課 担当 嶋田

電話番号 086-226-7432 メールアドレス sec-cloud@pref.okayama.lg.jp

(2) 提出方法

- ・両県に同じ内容の情報提供を行ってください。
- ・2の(3)の概算見積りは別添3の様式とし、その他の情報提供は任意の様式とします。
- ・用紙設定はA4サイズとします。
- ・ファイルの合計が3MB未満の場合は電子メールで構いません。3MBを超える場合は大容量ファイル交換システムで提出する方法を案内しますので、(1)の提出先に連絡してください。
- ・ファイルは、PDFファイル（ファイル内文字検索が可能なこと）、DOCXファイル、XLSXファイル、又はPPTXファイルとしてください。

(3) 提出期限

- ・令和7年10月9日（木）午後5時

(4) 質問

- ・(1)の提出先に電子メールにより質問してください。
- ・質問する際は両県に同報メールで質問してください。

4 注意事項

- (1) 情報提供依頼書及び概算見積書は、別添1「秘密保持誓約書」を3(1)の両県の提出先に提出した者に対して提供します。同誓約書の事項を遵守してください。
- (2) 情報提供に係る一切の費用は、提供者の負担とします。
- (3) 情報提供でいただいた資料は返却しません。
- (4) 情報提供でいただいた資料は、両県及び両県市町村での共有に限定し、提供者の許可なく公開しません。
- (5) 情報提供の内容は、今後調達を実施する場合において、調達仕様書等に反映する場合があります。
- (6) 情報提供依頼の内容は、将来的な調達の実施を確約するものではありません。
- (7) 情報提供依頼への参加をもって提案者に特別な配慮を約束することはありません。また、提案者に入札への参加等について義務が生じることもありません。
- (8) 情報提供の内容に関して、後日問合せ、資料追加の依頼、デモの依頼等を行う場合があります。